

結婚新生活を応援します

若狭町結婚新生活支援事業・若狭町早婚夫婦支援事業

若狭町では、より幸せな新生活が送れるよう、
新婚世帯を対象に新生活のスタートに必要な費用を支援します。

対象条件

- ① 当年1月1日から翌年3月31日までに婚姻した夫婦
- ② 婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ③ 夫婦の所得が500万円未満
(※奨学金返済がある場合は、年間返済額を控除した額で算定)
- ④ 町内に居住し、夫婦ともに当該住宅地に住民登録をしていること
- ⑤ 町内に5年以上継続して居住する意思があること
- ⑥ 町税等を滞納していないこと

最大 **110** 万円

夫(妻)	妻(夫)	最大補助額	詳細
29歳以下	25歳以下	最大110万円	補助金：最大70万円 支援金：一律40万円
	26～29歳	最大100万円	補助金：最大70万円 支援金：一律30万円
30～39歳	25歳以下	最大80万円	補助金：最大40万円 支援金：一律40万円
	26～29歳	最大70万円	補助金：最大40万円 支援金：一律30万円
	30～39歳	最大40万円	補助金：最大40万円

※夫婦の年齢により補助額が変わります



手続き方法は裏面をご確認ください。

2種類あります。別々に申請が必要です。

【結婚新生活支援事業補助金】

補助金の額

- ・夫婦ともに29歳以下：70万円
- ・それ以外：40万円

- ・講座受講等の実施が必要です。講座の詳細はお問合せください。
- ・当該年度に支払った下記の住居費、引越し費用及びリフォーム費が対象です。

住宅取得費用	建物の購入費
リフォーム費用	建物の修繕・増築・改築・設備更新等の工事費 ※倉庫・車庫・外構・家電購入・設置費用は対象外
住宅賃貸費用	賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料
引越し費用	引越し業者または運送業者に支払う費用

※国の住宅に係る補助金制度との併用一部不可。個別にご相談ください。

【早婚夫婦支援事業支援金】

補助金の額

- ・夫婦どちらか一方が25歳以下：40万円
- ・夫婦どちらか一方が29歳以下：30万円

- ・早婚夫婦の新生活を応援するための支援金です。

申請を希望する際は、事前にご相談をお願いします。

※今年度の申請は2月末までとなります。

※交付申請額が補助上限額に達しなかった場合、残りをその翌年度に申請することができます。

※申請書類の様式については、若狭町ホームページからダウンロードください。

<https://www.town.fukui-wakasa.lg.jp/mokuteki/6/2282.html>

若狭町ホームページ



ーお問い合わせー

若狭町役場 観光まちづくり課

〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町中央1-1

TEL：0770-45-9112

FAX：0770-45-1115

✉：kanmachi@town.fukui-wakasa.lg.jp